

森林整備広域連携促進対策事業（新規）

【平成21年度予算額 27,822(0)千円】

事業のポイント

事業実行体制が整っていない地域に意欲的な事業者が参入し森林整備を行うために、広域連携による事業展開について支援します。

（広域連携対策の背景等）

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、平成24年度までに年55万haの間伐を実施することが必要です。
- ・しかし、間伐等の事業量の拡大、利用間伐の実施等に対する地域の森林組合等事業者の即応力の差異により、地域の事業実行体制が整わない場合があり、特に、地域の林業事業者が弱体であるほど間伐が遅れ気味となっています。
- ・こうした地域における間伐等の実施能力の伸びを確保するために、事業実行体制が整っていない地域に意欲的な事業者が参入し森林整備を行う、広域連携による事業展開への早急な対応が必要です。

政策目標

1万haの間伐対象森林において広域連携を行う

< 内容 >

広域連携による事業展開の促進

広域連携を行う事業者、地域の取組結果を分析し、成功事例、ノウハウ等を全国へ普及・啓発します。

実際に、全国10地域程度において、地域の実態把握やコンセンサスの醸成、効率的な事業連携の実施方策等について検討し、その実践方策を具体化します。

< 交付率 >

定額

< 事業実施主体 >

民間団体

< 事業実施期間 >

平成21年度～23年度（3年間）

[担当課：林野庁整備課]